

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉諸費

事業名 日常生活自立支援事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部地域福祉課地域福祉係 電話番号：058-272-8435

E-mail：c11219@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 104,447千円（前年度予算額：101,678千円）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	101,678	50,839	0	0	0	0	0	0	50,839
要求額	104,447	52,223	0	0	0	0	0	0	52,224
決定額	103,536	51,768	0	0	0	0	0	0	51,768

2 要求内容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）が、地域において自立した生活が送れるよう行う、福祉サービスの適切な利用のための援助等に関し、実施主体である岐阜県社会福祉協議会への補助を行う。

なお、福祉サービス利用の都度支払う利用料は1時間あたり1,000円としてサービス提供者である生活支援員の収入になっているが、生活保護受給者は無料で利用できることとしているため、当該無料利用分に対する生活支援員への収入補てんを「生活支援員手当」として併せて補助している。

(2) 事業内容

1. 福祉サービス利用援助事業【市町村社協への委託により実施】

- ・福祉サービスの利用に関する相談や情報の提供
- ・福祉サービスの利用申込手続き、利用料支払いの援助
- ・年金証書、定期預金証書などの書類預かり
- ・医療費・公共料金の支払い、日用品の代金支払いなど日常的金銭管理
- ・定期的な訪問による生活変化の察知

2. 従事者の資質の向上のための事業

市町村社会福祉協議会の窓口で制度運用を担う専門員と、支援が必要な方の日常生活を支える生活支援員に対する研修の開催

3. 事業の普及啓発

- ・日常生活自立支援事業セミナーの開催 等

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・国、県負担割合：国 1/2 県 1/2
- ・社会福祉法第 8 1 条により、都道府県社協が実施することと定められた事業であり、認知症高齢者等が地域において自立した生活を送る上で必要不可欠なものであるため、県負担は妥当（補助率 10/10）。

(4) 類似事業の有無

なし

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	104,447	市町村社協への委託料等、日常生活自立支援事業に係る経費の補助
合計	104,447	

決定額の考え方

事業内容を精査し、所要額を計上します。

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

県地域福祉支援計画

(2) 国・他県の状況

全都道府県において、同様の補助が実施されている。

また、本補助事業は、国の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の対象である。

(3) 後年度の財政負担

高齢化の進行に伴い、今後ますます必要性が強まる事業と考えられるため、継続して実施。

(4) 事業主体及びその妥当性

社会福祉法第 8 1 条において、都道府県社協が行うものと規定されている。

事業評価調査書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
住み慣れた地域での自立した生活を支援していくため、判断能力が十分でない高齢者や障がい者等の権利を擁護する体制の定着と充実を図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
新規利用契約件数	— (H)	211人 (H30)	245人 (R1)	225人 (R2見込)	300人 (R4)	75.0%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

--

(前年度の取組)

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
県社会福祉協議会が行う以下の事業に対し、補助を行った。
 - (1) 福祉サービス利用援助事業
 - ・相談件数：23,361件
 - ・新規契約件数：245件
 - ・年度末実利用件数：923件
 - (2) 従事者の資質の向上のための事業
市町村社会福祉協議会の窓口で制度運用を担う専門員と、支援が必要な方の日常生活を支える生活支援員に対する研修の開催
 - ・専門員会議（7月25日 参加者39名）
 - ・新任専門員研修会（6月14日 参加者34名）
 - ・生活支援員現任者研修会（9月10日 参加者63名）
 - ・日常生活自立支援事業に関する援助事例検討会（10月3日、10月9日、11月12日、12月4日、12月18日、1月14日 参加者計46名）

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

判断能力が十分でない高齢者や障がい者等が、地域において自立した生活を送れるよう福祉サービスの適切な利用のための援助等を行うことで、利用者の権利を擁護した。(平成31年3月末現在の実利用人数：878人)

また、専門員・生活支援員に対する研修会等を開催し、実施体制を強化するとともに、普及啓発による制度周知と制度を必要としている方の掘り起こしを行った。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)

○：必要性が高い、△：必要性が低い

(評価)

高齢者の介護や見守りの体制を整えるうえで必要不可欠な事業であり、事業の必要性が極めて高い。

○

※社会福祉法第81条に規定

※国実施要綱により、実施方法が詳細に規定

・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)

福祉サービス等の利用援助やそれに伴う日常的金銭管理を実施することにより、個別のサービス利用では問題解決しない利用者層にアプローチができています。

○

また、親族による金銭搾取や消費者被害の発見等、見守りの効果も大きい。

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

○：効率化は図られている、△：向上の余地がある

(評価)

事業の重要性・利用者の増加状況から、一層の体制充実の必要があるものの、これまで最小限の体制で事業実施してきたもの。

○

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

高齢化に伴う認知症高齢者の増加、地域移行による支援が必要な知的障がい者、精神障がい者等の増加などにより、本サービスの対象者は今後も増加していく見込みであり、当該事業の実施体制の充実が必要。

県内利用者は毎年傾向であることから、専門員の適正配置などにより、

増加する利用者に応じ、県内全域にサービスを行き届かせることが必要。

また、生活支援員の報酬については、利用料で賄うこととされているが、制度上利用料が免除される生活保護受給者の増加に伴い、生活支援員手当額が増加しており、市町村社協の事業費を圧迫している。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

今後も、県財政の状況を勘案しながら、契約件数などニーズにきめ細かく応じた一層効率的な実施体制を、県社協及び市町村社協の理解と協力のもと整備していく。